

さいたま市下水道事業審議会委員委嘱状交付式及び

令和6年度 第1回 さいたま市下水道事業審議会

次 第

日 時：令和7年1月30日（木）

午前9時50分

会 場：ときわ会館 5階 501会議室

1 さいたま市下水道事業審議会委員委嘱状交付式

（委嘱状交付式の説明）

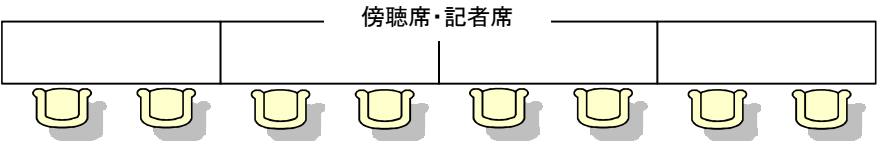
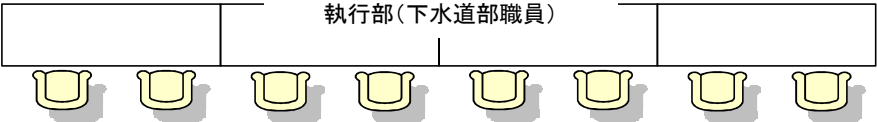
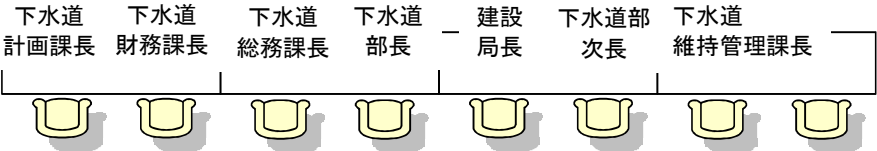
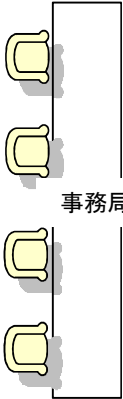
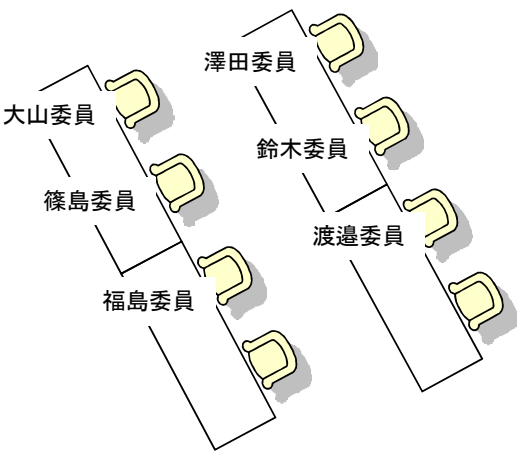
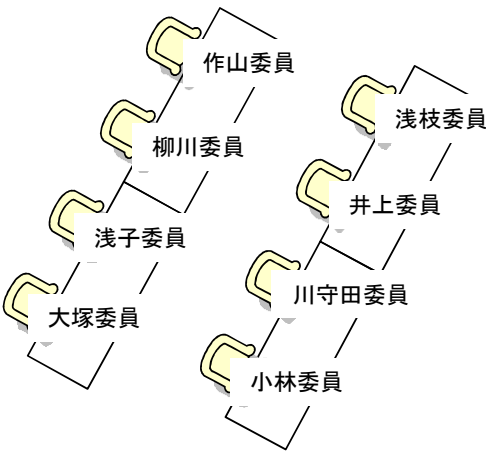
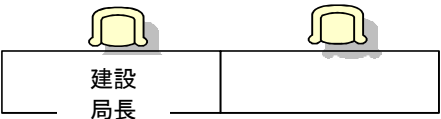
- （1） 開会
- （2） 委嘱状交付
- （3） 市長挨拶
- （4） 閉会

2 令和6年度 第1回 さいたま市下水道事業審議会

- （1） 開会
- （2） 委員紹介
- （3） 幹事及び職員紹介
- （4） 会長・副会長の互選
- （5） 報告
 - ・さいたま市の概要について
 - ・さいたま市下水道施設における官民連携事業の導入検討について（ウォーターPPP）
- （6） そ の 他
- （7） 閉会

令和6年度 さいたま市下水道事業審議会委員委嘱状交付式 座席表

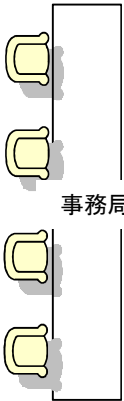
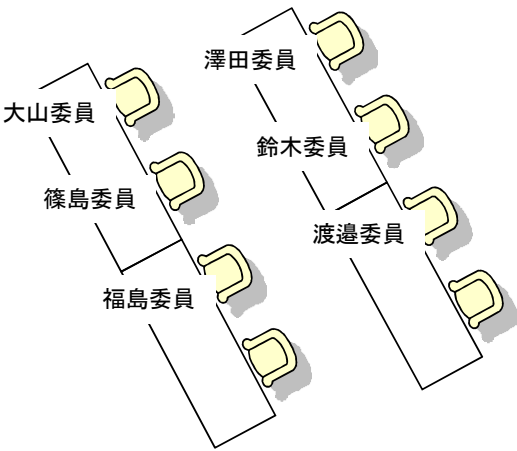
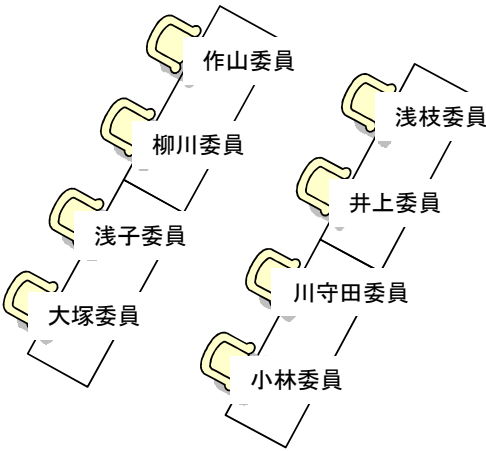
令和7年1月30日(木)
ときわ会館5階 501会議室



令和6年度 第1回さいたま市下水道事業審議会 座席表

令和7年1月30日(木)
ときわ会館5階 501会議室

	
会長	副会長



下水道 計画課長	下水道 財務課長	下水道 総務課長	下水道 部長	建設 局長	下水道部 次長	下水道 維持管理課長	(説明者)
							

執行部(下水道部職員)							
							

傍聴席・記者席							
							

さいたま市下水道事業審議会委員名簿

任期 令和7年1月30日 ～ 令和9年1月29日

条例区分ごと50音順

条例区分		氏 名	役 職 等
第3条第1号委員	知識経験を有する者	あさえだ たかし 浅枝 隆	埼玉大学 名誉教授
		いのうえ まさみ 井上 昌美	尚美学園大学 教授
		かわもりた けんいち 川守田 賢一	元さいたま市職員
		こばやし まさかず 小林 正和	日本公認会計士協会埼玉会 常任幹事
		さくやま やすし 作山 康	芝浦工業大学 教授
		やながわ きよみつ 柳川 喜代光	元さいたま市職員
第3条第2号委員	市内の公共的団体の代表者	あさこ みきお 浅子 幹夫	さいたま市農業委員会 会長職務代理者
		おおつか きよこ 大塚 きよ子	さいたま市食生活改善推進員協議会 理事・会計
		おおやま きょうこ 大山 恭子	さいたま商工会議所女性会 副会長
		ささじま けいこ 篠島 恵子	さいたま市環境美化会議 副会長
		ふくしま まりこ 福島 まり子	さいたま市消費者団体連絡会 広報担当
		よしだ まさのぶ 吉田 正信	さいたま市自治会連合会 副会長
第3条第3号委員	市 民	さわだ しんいち 澤田 信一	公募委員
		すずき たかし 鈴木 孝	公募委員
		わたなべ ひろたか 渡邊 央崇	公募委員

さいたま市下水道事業審議会条例

平成 13 年 5 月 1 日

条例第 271 号

(設置)

第 1 条 さいたま市下水道事業の円滑な運営を図るため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、さいたま市下水道事業審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、下水道事業に関する事項について審議する。

(委員)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 市内の公共的団体の代表者
- (3) 市民

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(一部改正〔平成 23 年条例 17 号・30 号〕)

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(幹事)

第 6 条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、建設局において処理する。

(一部改正〔平成 14 年条例 74 号〕)

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 13 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 12 月 26 日条例第 74 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 5 月 16 日条例第 17 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(市議会議員として委員の職にある者の特例)
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のさいたま市下水道事業審議会条例の規定により置かれるさいたま市下水道事業審議会の委員の職に市議会議員としてある者は、この条例の施行の時に於いて、当該委員の職を辞したものとみなす。

附 則(平成 23 年 7 月 5 日条例第 30 号)

この条例は、公布の日から施行する。